

守谷市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「公共交通計画」という。)の作成に関する協議及び公共交通計画の実施に関すること並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、守谷市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 道路運送法に基づく旅客輸送の協議に関すること。
- (2) 公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (3) 公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様の調整並びに運賃及び料金等の提言に関すること。ただし、一般乗合旅客輸送の運賃・料金の設定又は変更に関する事項は、道路運送法第9条第4項に定める構成員にて協議を行うこととする。
- (6) その他協議会の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民及び公共交通利用者の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (6) 市長が指名する市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 委員は、会議で決定した事項については、その決定を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に関する経費は、国からの補助金、市からの負担金、事業実施に係る関係者からの負担金等、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監事)

第10条 会長は、協議会に監事2人を置く。

- 2 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監事は協議会に関する出納の監査を行う。
- 4 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納及びその他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成21年2月9日から施行する。
- 2 この告示の施行後初めて任命又は委嘱する委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成26年6月11日告示第48号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日告示第33号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和２年２月２１日告示第１５号）
この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和５年５月２５日告示第５９号）
この告示は、公示の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則（令和６年５月７日告示第４８号）
この告示は、公示の日から施行する。